

屋内市民利用施設等の取扱いの延長について

屋内市民利用施設及び市主催・共催のイベントの取扱いを、下記のとおりとする。
市ホームページおよび各施設などにおいてこの旨を速やかに明示し、市民への周知を徹底する。

<延長期間>

3月7日まで

<屋内市民利用施設の取扱い>

原則、屋内市民利用施設を休館とする（対象施設は別表のとおり）

図書館、博物館、文化施設（展示施設）については開館するが、人数制限、入場時間制限等の利用制限を行うこと。

※休館の対象外の施設は、従来どおり、利用時間は午後8時まで、人数は収容人数の50%を上限までとし、十分な感染症対策を実施すること。

※貸館等で、既にチケット販売済等のイベント（興行）等は対象外とするが、中止・延期の協力依頼を行う。
（既に施設利用の予約が行われているものについては、原則休館であることを説明し、中止・延期の協力依頼を行うものとする。やむを得ず開催する場合については、主催者などに対して感染対策を厳格に行うよう強く要請すること。）

<市主催・共催のイベントの取扱い>

原則中止又は延期

オンラインイベント等については、中止・延期の対象外とする